

議案第 6 2 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部につき勤務しないことを」を「全部又は一部を勤務しないことを」に改める。

第17条第2項後段中「給料（」を「、給料（」に改め、「、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」とを削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

部分休業制度の拡充について、所要の改正を行うものであります。